

議案第 11 号「飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例の制定について」に対する附帯決議

「かぐらの湯」をはじめとした飯田市南信濃観光施設等にかかる市条例改正により、飯田市が施設管理することができるとした規定を設け、いわゆる「市の直営」とするにあたり、その状況等を適切に監視、評価することが、飯田市自治基本条例第 22 条第 2 項に規定された市議会の責務である。

よって、下記事項について十分な配慮をされたい。

記

- 1 かぐらの湯は、源泉井戸揚湯ポンプ交換工事にかかる事故により、その復旧時期が定かではないなかではあるが、直営する期間についての見通しを立て、従業員や地域住民の不安払拭に努められたい。
- 2 市が直営するにあたって、単なる施設維持のための管理・営業とならぬよう、営業目標を立てるなど経営的感覚をもって取り組まれたい。
- 3 「かぐらの湯」は、南信濃地区の生活において重要な施設であり、遠山郷の観光において拠点となる施設である。地域振興の計画や観光戦略など市の方針を立て、地域や市民の理解のもとに適切に実施されたい。
- 4 これまでの指定管理についての検証を確実に実施するとともに、そのなかで地域の特産づくりとして支援・助成されてきたトラフグ養殖における市の責任の所在についても明確にされたい。
- 5 上記項目 1 から 4 について、その状況等を所管する委員会に報告されるとともに、地域や市民に対して適時適切な公表に努められたい。

以上、議案第 11 号「飯田市南信濃観光施設等条例の一部を改正する条例の制定」につき附帯決議する。

令和 2 年 3 月 19 日

産業建設委員会